

岡山労働局発表

令和6年9月2日

岡山労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 三村典代  
賃金指導官 中本弘一  
電話 (086) 225-2014 (直通)

## 令和6年10月2日から 岡山県最低賃金982円（時間額）に改定！

- 1 岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金を以下のとおり改定します。

	改定後	改定日	改定前	引上げ額	引上げ率
時間額	982円	令和6年10月2日	932円	50円	5.36%

- 2 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ④ 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与等）



- 3 参考

### （1）過去5年間の引上げ状況

	R元	R2	R3	R4	R5
最賃額	833円	834円	862円	892円	932円
引上げ額	26円	1円	28円	30円	40円
引上げ率	3.22%	0.12%	3.36%	3.48%	4.48%

引上げ額50円は、最低賃金を時間額で示す方式となった平成14年以降において、過去最大の引上げ額、引上げ率となっています。

今回の改定により、県内100人未満の事業所において、6万6千人以上に影響することとなります（令和6年最低賃金に関する基礎調査より）。

### （2）中小企業・小規模事業者への支援

中小・小規模事業者の生産性向上、賃金を引き上げやすい環境整備の支援策として、業務改善助成金の利用勧奨等を実施しています。